伊賀市総合評価方式に係るガイドライン

平成２３年８月
平成２４年６月改正
平成２５年６月改正
平成２６年６月改正
平成２７年６月改正
平成２８年６月改正
平成２９年６月改正
平成３０年６月改正
平成３１年４月改正
令和　２年８月改正
令和　３年４月改正
令和　４年４月改正
令和　４年９月改正
令和　５年４月改正
令和　６年４月改正
令和　７年４月改正

目次

１．総合評価方式の概要
（１）総合評価方式の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）総合評価の対象と方式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
①簡易型 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
②特別簡易型 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（３）落札者決定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（４）評価項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（５）評価項目の詳細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
①地域要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
②企業要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
③技術者要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
④技術力要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
⑤その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（６）予定価格、調査基準価格及び失格基準価格 ・・・・・・・・・・・ 8
（７）公表内容及びその時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（８）入札公告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（９）情報公開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(10) 苦情申立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(別表)評価項目及び配点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

２．入札手続き
（１）参加申請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（２）入札及び評価資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（３）ヒアリングの実施方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（４）開札 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（５）落札の保留等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（６）落札の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（７）履行の確認等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(別図) 総合評価方式フロー図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

※様式集

（別紙） 総合評価方式に伴う技術提案書の取扱いについて

※フロー図、様式集

１．総合評価方式の概要

（１）総合評価方式の目的

総合評価方式とは、公共工事の発注において、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式です。この方式では、価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達が可能になります。

（２）総合評価の対象と方式

伊賀市における総合評価方式の対象は、設計金額 6,000 万円以上の土木一式工事、設計金額 7,000 万円以上の建築一式工事、設計金額 3,000 万円以上の舗装工事及び設計金額１億 5,000 万円以上のその他の工事のうち、価格及び価格以外の要素を一体として評価することが適当と認められるものとし、下記の「簡易型」又は「特別簡易型」により実施します。

① 簡易型

設計金額１億円以上の土木一式工事、設計金額３億円以上の建築一式工事等で、企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを技術提案を求めて確認する方式（設計金額が対象となる金額未満であっても、技術提案を求めることが必要な工事について、簡易型で執行する場合があります。）

②特別簡易型

前号に掲げる以外の工事で、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する方式

（３）落札者決定方法

下記の「除算方式」により総合評価値を算出し、総合評価値による判定を行います。総合評価値が、最も高い者が落札候補者となります。

ただし、当該入札価格が伊賀市低入札価格調査実施要領（平成 28 年伊賀市告示第 155 号）第３条に規定する低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）に 100 分の 101 を乗じて得た額（以下「評価限度額」という。）を下回る場合は、評価値を評価限度額で除して得た数値を、当該入札者の総合評価値とします。

『総合評価値＝［標準点（100 点）＋加算点（10.5～26 点）］÷入札額×10,000,000』

※小数点第五位未満切り捨て

①入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

②入札価格が伊賀市低入札価格調査実施要領第４条に規定する失格基準価格を下回った場合は、失格とし評価を行いません。

③落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことについての調査を行ないます。（低入札価格調査）

④総合評価値が最も大きい者が、２者以上ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定します。

⑤簡易型における技術提案書以外の資料は、落札候補者のみ提出させるものとし、事後審査を行った後、落札者を決定します。（簡易型は審査会の審査を経て決定）

⑥事後審査の結果、資格が無いと認められる場合は、次順位者を落札候補者として審査を実施します。

（４）評価項目

評価項目は下表のとおり設定します。

大項目	中項目	小項目	配点
地域要件	地域精通度	本店所在地	１～２
企業要件	地域貢献度	災害協定の有無	0.5
		雪氷対策業務実績	0.5
		市内業者による施工	１～２
	社会的責任度	次世代育成支援活動	0.5
		障がい者雇用実績	0.5
		ＩＳＯ14001 又はＭ－ＥＭＳ	0.5
		建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	1.5

		人権政策への取組み	1
		不当要求防止責任者の受講実績	0.5
	企業の技術力等	工事実績	2
		平均工事成績又は労働安全衛生マネジメント	2
		ＩＳＯ9000ｓ	1
		一企業あたり当該年度の伊賀市発注の契約金額５百万円以上の土木一式工事の契約金額（土木一式のみ）	0.5
技術者要件	技術者の能力	配置予定技術者の実績	2
技術力要件	施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	６～９
	ヒアリング事項	提案内容等の確認と技術者の取組み姿勢及び応答性	3
その他	過去の実績	過去の契約履行状況	△加算点満点×１割×件数

※業種・地域要件等に応じ、「別表」のとおりの配点とします。

（５）評価項目の詳細

①「地域要件」

ア．地域精通度

小項目	評価内容	配点
本店所在地	市内に本店を有する	１～２
	市内に本店を有しない	0

※市内本店業者のみに発注する場合は、本項目の設定はありません。

※地域要件に応じて評価内容及び配点は変更します。

②「企業要件」

ア．地域貢献度

小項目	評価内容	配点
災害協定の有無	災害協定を締結している	0.5
	災害協定を締結していない	0
雪氷対策業務実績	過去５年間に実績を有する	0.5
	過去５年間に実績を有さない	0
市内業者による施工	下請等を含め○○％以上を市内業者で施工する	１～２
	下請等を含め○○％以上○○％未満を市内業者で施工する	0.5～１
	下請等を含め○○％未満を市内業者で施工する	0

※業種・地域要件に応じて評価内容及び配点は変更します。

（ⅰ）災害協定の有無

・災害協定は、伊賀市との災害協定を対象とします。具体的には、「地震・風水害等の緊急時における協定」若しくは「災害時等における水道施設の緊急復旧工事等に関する基本協定」です。

・団体での加入は、協定書の写し及びその団体に加入している証明書を添付してください。

・証明書の日付は発注年度の４月１日以降とします。

（ⅱ）雪氷対策業務実績

・履行場所が伊賀市内のものを評価対象とします。従って発注元を伊賀市に限るものではありませんが、公共団体発注で元請のものとします。

・過去５年間とは、発注年度の４月１日から起算して過去５年とします。

・契約締結状況がわかる書類を添付してください。

（ⅲ）市内業者による施工

・自社及び地元下請業者への下請金額が占める割合を評価します。

・市内業者とは、市内に本店を有する者を指します。

・契約後、施工体制台帳、施工体系図及び下請負契約書の写し等で確認します。

・後日虚偽の申告が判明した場合、ペナルティの対象となります。その場合、翌年度発注の総合評価において減点対象となるほか、指名停止や不完全履行による賠償金請求等の措置を行うことがありま

す。
・特別簡易型については、市内業者による施工割合を原則として以下のとおり固定します。（ただし特殊な工事については工事担当課が案件ごとに設定します。）
・簡易型及びその他の業種については、案件ごとに設定し、審査会で決定します。
【土木一式】90%以上：１点、70～89%：0.5 点、70%未満：０点
【建築一式】60%以上：１点、30～59%：0.5 点、30%未満：０点
【舗　　装】80%以上：１点、70～79%：0.5 点、70%未満：０点

イ．社会的責任度

小項目	評価内容	配点
次世代育成支援活動	就業規則等において育児休業制度が整備されている	0.5
	就業規則等において育児休業制度が整備されていない	0
障がい者雇用実績	障がい者の雇用を行っている	0.5
	障がい者の雇用を行っていない	0
ＩＳＯ14001 又はM－ＥＭＳ	ＩＳＯ14001 又はM－ＥＭＳの認証を受けている	0.5
	ＩＳＯ14001 又はM－ＥＭＳの認証を受けていない	0
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（旧労働福祉の状況）で３０点以上である	0.5
	上記以外	0
人権政策への取組み	人権講演会等への参加	０～１

※業種・地域要件に応じて評価内容及び配点は変更します。

（ⅰ）次世代育成支援活動
・育児休業制度については就業規則の写しにより確認します。（労働基準監督署の受付印が確認できるものを提出してください。）
・別に育児休業の規定を設けている場合はその写しを提出してください。

（ⅱ）障がい者雇用実績
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に定める、法定雇用を基準とするものではありません。１人以上の常時雇用を行っている者を対象とします。
・確認は、障害者手帳の写しや手帳番号により確認します。雇用が確認できる書類も合わせて提出してください。
・雇用が確認できる書類とは、原則として、下記(a)～（c）のいずれかの書類によります。
（a）健康保険被保険者証
（b）健康保険、厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書
（c）雇用保険被保険者資格所得時確認通知書
※（a）～（c）の書類により確認が出来ない時には、下記のうち２種類以上をもって行うものとします。
◇市が発行する所得証明書及びそれに対応する源泉徴収票発行控
◇賃金台帳又はそれに類するもの（３か月分）
◇出勤簿又はそれに類するもの（３か月分）
◇所得源泉徴収簿（３か月分）

（ⅲ）ＩＳＯ14001 又はM－ＥＭＳ
・認証取得の有無により評価します。
・確認は、評価機関による登録証等の写しの提出により行います。

（ⅳ）建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」で次の計算式で算出した値を評価します。（上限１．５点）
・公告に記載の基準日以降の、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しの提出により確認します。
加算点＝「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」の合計点　／　６０　×１．５
（上限１．５点、小数点第２位以下切り捨て）

（ⅴ）人権政策への取組み
①評価対象とした人権講演会等への参加状況により評価を行います。
・配点は、点数積み上げ方式で上限を 0.5 点とします。

◎講演会・セミナー等：１人１回につき 0.05 点

②市が貸し出す人権ＤＶＤ又は講師の派遣等により会社内（全従業員（非正規含む）の２分の１以上出席）で研修会を開催し、その証明書類を提出した場合に評価します。（上限１点）

・全従業員の２分の１以上が研修に参加した場合に 0.5 点とします。（２回実施で１点）
（一度に２分の１以上の参加ができない場合は分割も可とします）
・研修証明書類：議事録、出席者名簿、研修写真（全景が確認できるもの）
（分割で実施した場合は回数分）

・地域要件を「市内業者」又は「市内業者及び準市内業者」とする案件を対象とします。
・前年度の取組みを評価します。
・確認は、総合評価での人権政策評価点数通知書（写）の提出により行います。
※総合評価での人権政策評価点数通知書は、参加確認書（原本）を人権講演会等に参加した年度の翌年度の４月 30 日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）までに提出してください。
当該確認書を基に評価点数通知書を後日送付します。

(vi)不当要求防止責任者講習の受講実績

・当該工事の入札に参加する者が、不当要求防止責任者を選任し、三重県公安委員会（(公財）暴力追放三重県民センター）が開催する不当要求防止責任者講習の受講実績がある場合に評価します。
・確認は、受講修了証（写）の提出により行います。
・過去３年間の受講実績を対象とします。
・過去３年間とは、発注年度の４月１日から起算して過去３年間とします。

ウ．企業の技術力等

小項目	評価内容	配点
工事実績	過去〇年間に元請で〇〇発注の請負金額〇〇〇〇万円以上の同種工事の施工実績がある	2
	過去〇年間に元請で〇〇発注の請負金額〇〇〇〇万円以上〇〇〇〇万円未満の同種工事の施工実績がある	1.5
	過去〇年間に元請で〇〇発注の請負金額〇〇〇〇万円以上〇〇〇〇万円未満の同種工事の施工実績がある	1
	過去〇年間に元請で〇〇発注の請負金額〇〇〇〇万円以上〇〇〇〇万円未満の同種工事の施工実績がある	0.5
	上記以外	0
平均工事成績	申告工事成績点＝（ｎ件の評定値の合計）＋７５／（ｎ＋１） （小数点以下切り捨て）	
	85 点以上の場合	2
	75 点～84 点の場合 （申告工事成績点 － ７５）／１０＋１	〃
	74 点以下の場合	1
	工事成績点がない場合は入札公告日時点の伊賀市入札参加資格者名簿の総合値を評価します。	
	総合値 970 点以上	1
	総合値 840 点 ～ 970 点未満 （総合値 － ８４０）／（９７０ － ８４０）	〃
	総合値 840 点未満	0
労働安全衛生マネジメント	労働安全衛生マネジメントシステムの認証を受けている	2
	労働安全衛生マネジメントシステムの認証を受けていない	0
ＩＳＯ9000ｓ	ＩＳＯ9000ｓの認証を受けている	1
	ＩＳＯ9000ｓの認証を受けていない	0

１企業あたり当該年度の伊賀市発注の契約金額５百万円以上の土木一式工事の契約金額（土木一式のみ）	５千万円未満の場合	0.5
	５千万円以上の場合	0

※業種・地域要件に応じて評価内容及び配点は変更します。

（ｉ）工事実績

・同種工事１件の施工実績を評価します。
・同種工事とは、発注時に入札参加要件とする業種を指します。
・請負金額は、最終金額（変更契約後）で判断します。
・請負金額ではなく、別の条件を求める場合があります。（例：建築面積等）
・発注機関及び実績を求める期間は案件によって適宜設定します。
・ＪＶ構成員としての実績も評価します。（ただし、出資比率 20%以上に限る。）
※ＪＶ構成員であったこと及び出資割合が分かる書類を提出してください。
・竣工登録工事受領カルテ、契約書、完成認定書、発注者の証明、請負代金の入金証明等、確認できるいずれかの書類の写しの提出により評価します。
・特別簡易型については、工事実績を原則として以下のとおり固定します。（簡易型及びその他の業種については、案件ごとに設定し、審査会で決定します。）

【土木一式】過去 15 年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額 6,000 万円以上の同種工事の施工実績がある：２点
過去 15 年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額 5,000 万円以上 6,000 万円未満の同種工事の施工実績がある：1.5 点
過去 15 年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額 4,000 万円以上 5,000 万円未満の同種工事の施工実績がある：１点
過去 15 年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額 3,000 万円以上 4,000 万円未満の同種工事の施工実績がある：0.5 点
上記以外：０点

【建築一式】過去 15 年間に元請で当該工事の延面積以上の同種工事の施工実績がある：２点
過去15年間に元請で当該工事の延面積の83%以上延面積未満の同種工事の施工実績がある：1.5 点
過去 15 年間に元請で当該工事の延面積の 67%以上 83%未満の同種工事の施工実績がある：１点
過去 15 年間に元請で当該工事の延面積の 50%以上 67%未満の同種工事の施工実績がある：0.5 点
上記以外：０点

【舗　　装】過去 15 年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額 3,000 万円以上の同種工事の施工実績がある：２点
過去 15 年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額 2,500 万円以上 3,000 万円未満の同種工事の施工実績がある：1.5 点
過去 15 年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額 2,000 万円以上 2,500 万円未満の同種工事の施工実績がある：１点
過去 15 年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額 1,500 万円以上 2,000 万円未満の同種工事の施工実績がある：0.5 点
上記以外：０点

（ⅱ）平均工事成績又は労働安全衛生マネジメント

市内・準市内業者対象案件の場合は「平均工事成績」を、地域要件を県内又は県外業者までとする案件の場合は、「労働安全衛生マネジメント」を選択します。

a．平均工事成績

・過去３年間の伊賀市発注の工事成績評定のうち、業者自らが選定する任意の件数（ｎ件）の合計に７５点を加え、ｎ＋１で割った値を評価します。
・申告できる件数は１０件までとします。
・伊賀市で過去３年間の工事成績点がない場合は、入札公告日時点の伊賀市入札参加資格者名簿の総合値を評価します。
・配点は、小数点第２位以下切り捨てとします。
・過去３年間とは、発注年度を含まない過去３年度中に完成した工事を指します。

b．労働安全衛生マネジメント

・労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む）に沿った取組みの有無により評価します。

・確認は、評価機関による評価証、適合証明書等の写しの提出により行います。

（ⅲ）ＩＳＯ9000ｓ

・認証取得の有無により評価します。

・確認は、評価機関による登録証等の写しの提出により行います。

（ⅳ）１企業あたり当該年度の伊賀市発注の契約金額５百万円以上の土木一式工事の契約金額（土木一式のみ）

・受注工事高の合計が５千万円未満の場合に評価する。

・受注工事高は、当初契約工期が当該年度の４月１日から当該工事の入札公告日までの期間を一部でも含む伊賀市発注の当初契約金額５百万円以上の土木一式工事を対象とする。

・共同企業体で受注した工事が対象工事である場合、当初契約金額は出資比率を乗じた金額とする。（単独工事の場合は、100％）

・確認は該当する全ての工事の当初契約書の写しの提出により行います。

③「技術者要件」

ア．技術者の能力

小項目	評価内容	配点
配置予定技術者の実績	配置予定技術者に○○発注の請負金額○○○○万円以上の同種工事の主任（監理）技術者としての実績がある	2
	配置予定技術者に○○発注の請負金額○○○○万円以上○○○○万円未満の同種工事の主任（監理）技術者としての実績がある	1.5
	配置予定技術者に○○発注の請負金額○○○○万円以上○○○○万円未満の同種工事の主任（監理）技術者としての実績がある	1
	配置予定技術者に○○発注の請負金額○○○○万円以上○○○○万円未満の同種工事の主任（監理）技術者としての実績がある	0.5
	上記以外	0

・同種工事１件の施工実績を評価します。

・同種工事とは、発注時に入札参加要件とする業種を指します。

・請負金額は、最終金額（変更契約後）で判断します。

・請負金額ではなく、別の条件を求める場合があります。（例：建築面積等）

・発注機関は案件によって適宜設定します。

・案件によっては、実績を求める期間を設定する場合があります。

・ＪＶ構成員としての実績も評価します。（ただし、出資比率に応じた実績とします。）

※ＪＶ構成員であったこと及び出資割合が分かる書類を提出してください。

・竣工登録工事受領カルテ、契約書、工事仕様書、図面、完成認定書、発注者の証明、勤務記録、現場代理人及び主任技術者等選任届等、確認できるいずれかの書類の写しの提出により評価します。

・担当技術者での実績は対象外とします。（有資格者の現場代理人としての経歴は可とします。）

・配置予定技術者の変更は原則として認められません。

・特別簡易型については、配置予定技術者の実績を原則として求めません。（簡易型及びその他の業種については、案件ごとに設定します。）

④「技術力要件」（簡易型のみ）

特別簡易型による総合評価方式の場合、技術力要件の項目はありません。

評価方法は技術審査会の構成員がそれぞれ採点を行い、その平均点により評価するものとします。（小数点第一位未満は切り捨てるものとします。）

またヒアリングは必要に応じて実施するものとします。

ア．施工上の課題

簡易型における技術力の評価は、企業が発注者の指示する仕様に基づき、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するため、工程管理、品質管理、周辺環境等の

課題から、工事毎に課題となるテーマを設定し、そのテーマに対する留意事項や対応策についての技術提案書の提出を求めます。

提出された技術提案書について、テーマに対する技術上、施工管理上の工夫について評価します。一般的な事項の記載を基準とし、技術上や施工管理上の工夫が見られるものについて技術点に加算することとします。また、抽象的でどのようにも解釈できるものや記載が無いものについては評価しないものとします。

小項目	評価内容		配点
施工上の課題に関する工夫	１項目あたりの評価基準・加算点		６～９（最大２～３点/項目×３項目）
	優れている	２～３	
	概ね優れている	1.5～2.25	
	良好である	１～1.5	
	概ね良好である	0.5～0.75	
	上記以外	０	

・業種・地域要件に応じて評価内容及び配点は変更します。

・評価については、提案項目毎に「課題把握の的確性」と「対策の有効性」などの観点から行います。

・記載にあたっては、その工夫や提案により期待される効果も記載してください。

・「努力する」、「目標とする」等の記述は、施工の有無がわからないため、具体的な提案とはみなさず、評価の対象となりません。また物理的、政策的に不可能な提案は、評価の対象となりません。その該当箇所を除外して評価します。

・過度な費用負担を要する提案（オーバースペック）と判断される内容は評価しません。

イ．ヒアリング事項

提出された技術提案書の内容について、配置予定技術者から施工計画や提案内容等の確認や不明点についてヒアリングを実施し、配置予定技術者の業務への取組姿勢、理解度及び質疑の応答性により、技術力にかかる評価点に加点します。

小項目	評価内容	配点
提案内容等の確認と技術者の取組み姿勢及び応答性	優れている	3
	概ね優れている	2.25
	良好である	1.5
	概ね良好である	0.75
	上記以外	０

・ヒアリング対象者は配置予定技術者とします。配置予定技術者がヒアリングに出席出来ない、又は他の者が出席した場合は失格となります。

・最初に５～10 分程度提案についての解説を行っていただいた後、その内容についての質問等を行います。

・時間に制限を設ける場合があり、制限時間を越えた場合、評価されたランクより１段階下のランクに分類することとします。

ウ．技術提案書について

技術提案については、「(別紙) 総合評価方式に伴う技術提案書の取扱」によるものとします。

⑤「その他」

上記の評価項目に加え、過去の契約履行状況により、評価点に反映させることとします。

誠実な契約の履行を基本として、過去に発注者と受注者との信頼関係を損なう行為があった場合、減点対象とします。

小項目	評価内容	配点
過去の契約履行状況	過去２年間に契約違反や契約解除が存在しない	０
	過去２年間に契約違反や契約解除が存在する	△加算点満点

・過去２年間とは、発注年度の前年度及び前々年度を指します。

・対象となるのは、伊賀市発注の案件のみです。

・該当１件につき、加算点満点の１割を減点します。

・過去２年間に伊賀市が総合評価方式で発注した工事において、技術提案に不履行があった場合も、総合評価方式に伴う技術提案書の取扱に規定する総合評価方式技術提案履行確定通知書（様式－Ｄ）に記載のとおり、減点を行います。

（６）予定価格、調査基準価格及び失格基準価格

①「予定価格」

予定価格については伊賀市契約規則（令和４年伊賀市規則第 29 号）第６条の規定により定めるものとします。

②「調査基準価格」

低入札価格調査に係る調査基準価格は、伊賀市低入札価格調査実施要領第３条の規定によるものとします。

③「失格基準価格」

伊賀市総合評価方式実施要領（平成 23 年伊賀市告示第 147 号）第４条に規定する失格基準価格については、伊賀市低入札価格調査実施要領第４条の規定によるものとします。

（７）公表内容及びその時期

①「予定価格、調査基準価格及び失格基準価格」

伊賀市建設工事予定価格事前公表実施要領(平成 16 年伊賀市告示第 109 号)第３条の規定に関わらず、落札者決定後に公表するものとします。

②「落札者決定基準」

手続きの透明性及び公平性確保のため、入札公告により公表するものとします。

③「評価結果」

総合評価の結果に関しては、落札決定後速やかに以下の項目を公表するものとします。

（ⅰ）業者名

（ⅱ）各業者の入札価格

（ⅲ）各業者の技術評価点

（ⅳ）各業者の評価値

（Ⅴ）技術審査会構成員名簿

（８）入札公告

総合評価方式による入札の公告は、通常の価格による一般競争入札と同様に伊賀市契約規則第４条及び伊賀市一般競争入札実施要綱（平成 16 年伊賀市告示第 92 号）第３条の規定により公告します。ただし、公告様式は本ガイドラインで定める【ガイドライン様式第１号】に準じて作成するものとします。

また総合評価方式による入札の公告の個別事項として、通常の一般競争入札の公告の内容に加え（予定価格及び最低制限価格に関する事項を除く)、次の事項を明記することとします。

ア　当該工事が、総合評価方式であること。

イ　評価値の算出方式

ウ　総合評価の方法及び落札者の決定方法

エ　評価項目、評価基準及び得点配分

オ　提出資料

カ　資料のヒアリングを実施すること。(資料のヒアリングを実施する場合)

キ　資料作成説明会を実施すること。(資料作成説明会を開催する場合)

また、入札公告による詳細な内容の提示が難しいときは、別途入札説明書を作成し、入札公告の詳細な内容の周知を行うものとします。

（９）情報公開

情報公開請求があった場合の取扱いは、伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号）及び伊賀市情報公開条例施行規則（平成 16 年伊賀市規則第 17 号）の規定によるものとします。

なお、入札参加者から提出された技術資料及び技術審査委員毎の点数は公表しないものとします。

（10）苦情申立

入札及び契約に係る苦情申立については、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）によるものとします。

また、総合評価の審査結果については、入札者の疑義等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録するものとします。

（別表）評価項目及び配点

評価項目			土木		建築				舗装
大項目	中項目	小項目	簡易型 (市内)	特別簡易型 (市内)	簡易型 (県内・県外)	簡易型 (市内・準市内)	特別簡易型 (市内・準市内)	特別簡易型 (市内)	特別簡易型 (市内・準市内)
地域要件	地域精通度	本店所在地			2	1	1		1
企業要件	地域貢献度	災害協定の有無	0.5	0.5					0.5
		雪氷対策業務実績	0.5	0.5					0.5
		市内業者による施工	1	1	2	1	1	1	1
	社会的 責任度	次世代育成支援活動	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		障がい者雇用実績	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		ＩＳＯ14001 又はＭ－ＥＭＳ	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
		人権政策への取組み	1	1		1	1	1	1
		不当要求防止責任者講習の受講実績	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の 技術力等	工事実績	2	2	2	2	2	2	2
		平均工事成績	2	2		2	2	2	2
		労働安全衛生マネジメント			2				
		ＩＳＯ9000s	1	1	1	1	1	1	1
		一企業あたり当該年度の伊賀市発注の契約金額５百万円以上の土木一式工事の契約額	0.5	0.5					
技術者要件	技術者の能力	配置予定技術者の実績	2		2	2			
技術力要件	施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	6		9	6			
	ヒアリング事項	提案内容等の確認と技術者の取組姿勢及び応答性	3		3	3			
加算点満点			23.0	12.0	26	22.5	11.5	10.5	12.5

２．入札手続き

（１）参加申請

総合評価方式による入札への参加申請は、原則として通常の価格による一般競争入札の参加申請方法と同様とします。公告内容を確認の上、一般競争入札（総合評価方式）参加資格確認申請書【ガイドライン様式第２号】等を電子入札システムにより提出してください。

ヒアリングを実施する場合　、ヒアリングの順番は入札参加資格確認申請書の受付降順（遅い順）とします。（同時刻の場合は会社名五十音順とします。）

参加資格の審査により、資格の有無について一般競争入札参加（総合評価方式）資格確認通知書【ガイドライン様式第３号】を送付します。（ヒアリングを実施する場合は、ヒアリングの日時・場所等も併せて通知します。）

ただし特別簡易型については、資格の無い方のみ通知するものとします。

（２）入札及び評価資料

前号の規定により、参加資格を有すると認められた方は、公告で指定する期日までに電子入札システムにより必要な評価資料を添付して入札をしてください。

①簡易型の提出資料

ア　価格以外の評価点申告書【ガイドライン様式第４号】⇒日付は提出日

イ　施工提案書【ガイドライン様式第５号】

ウ　工事費内訳書

②特別簡易型の提出資料

ア　価格以外の評価点申告書【ガイドライン様式第４号】⇒日付は提出日

イ　工事費内訳書

③低入札価格調査辞退に関する提出資料

ア　低入札価格調査を辞退する場合は、伊賀市低入札価格調査実施要領第７条第２項に規定する低入札価格調査辞退届（様式第１号）⇒日付は提出日

（３）ヒアリングの実施方法

ヒアリング対象者（配置予定技術者)は、指定された時間に指定場所までお越し下さい。

指定時間までにヒアリング対象者がお見えにならない場合、ヒアリングに欠席したものとみなし、失格となります。

またヒアリングには、録音及び撮影が可能な機器の持ち込みは禁止いたします。持ち込みが判明した場合、当該項目については評価いたしません。

なお、携帯電話については持ち込み可能としますが、必ず電源を切っておいてください。

（４）開札

開札は、通常の価格による一般競争入札と同様に電子入札システムにより行います。

(５)落札の保留等

施工上の課題、又はヒアリングに対する回答が、複数の参加者で同じであった場合は、事情聴取を行う場合があります。この場合、開札を行った上で、審査を一時中断するものとし、落札決定を保留するものとします。

（６）落札の決定

開札後、速やかに価格以外の評価値と合わせて計算を行い、落札候補者を決定します。

その後、落札候補者に対し公告で指定する期日までに資料の提出を求めます。

落札候補者は、原則として落札候補者の通知を受けた日の翌日午後４時３０分までに、価格以外の評価点証明資料提出書【ガイドライン様式第６号】により必要書類を提出します。

資料提出後、事後審査を行い、落札者を決定します。（簡易型は審査会の審査を経て決定します。）

※落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施します。

（7）履行の確認等

契約締結後、監督員は、工事の履行監督と同時に、価格以外の評価項目についても適切に履行されているか否かを確認するものとします。履行について監督員が疑義を生じた場合、監督員は速やかに検査担当課まで報告を行うものとします。

報告を受けた検査担当課は速やかに事実確認を行い、処置を行います。この時、必要に応じて関係者に対しヒアリングを実施する場合があります。

契約の不履行が確認された場合、契約約款や入札公告等に伴うペナルティを行う旨を受注者に通知するものとします。

（別図）　**伊賀市総合評価方式フロー図**

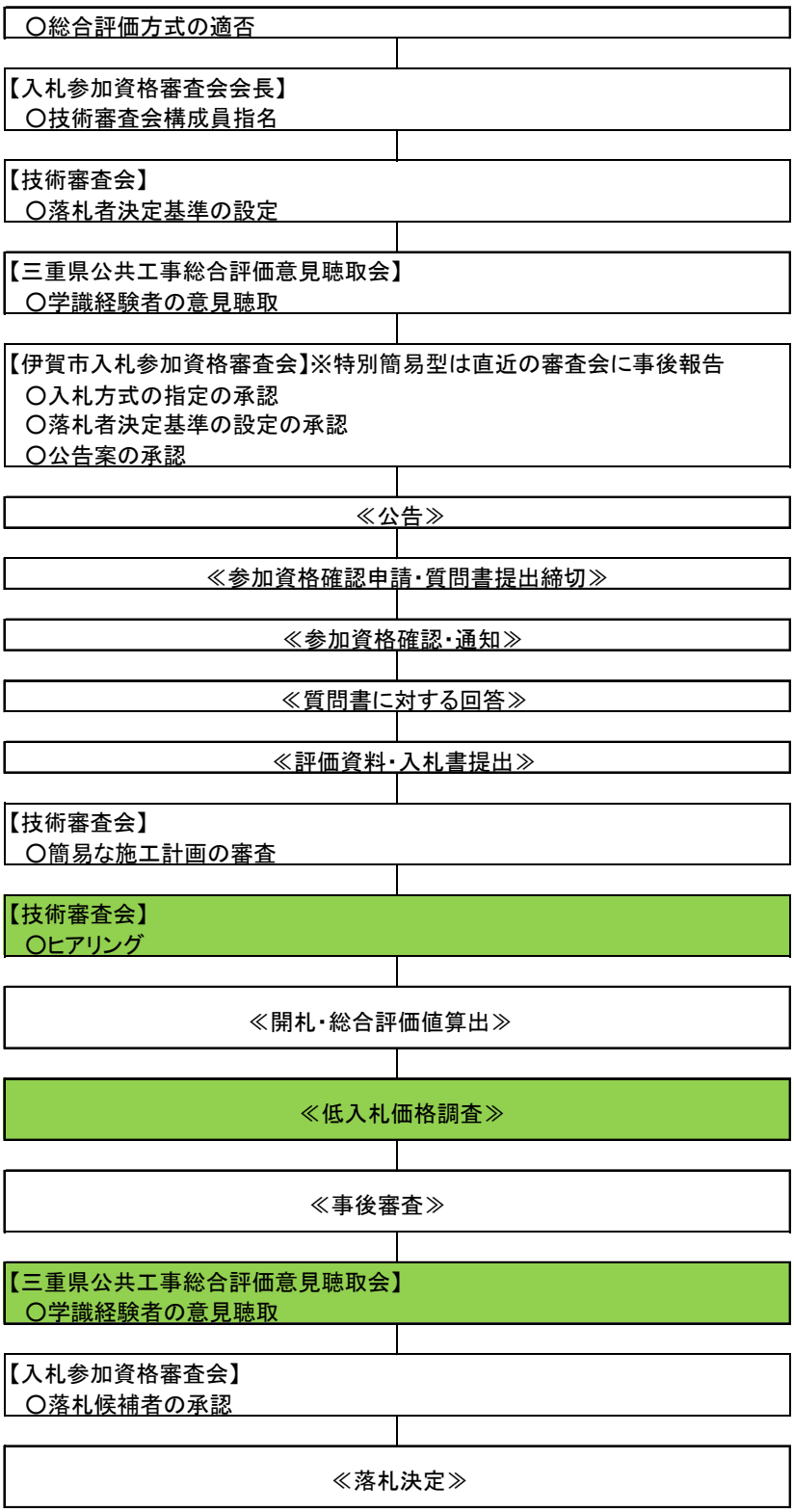

□は簡易型の場合に実施。

■は必要な場合に実施。

※　様　式　集

様式一覧

【ガイドライン様式第１号】	入札公告（案）
【ガイドライン様式第２号】	一般競争入札（総合評価方式）参加資格確認申請書
【ガイドライン様式第２-２号】	履行実績書
【ガイドライン様式第３号】	一般競争入札（総合評価方式）参加資格確認通知書
【ガイドライン様式第４号】	価格以外の評価点申告書
【ガイドライン様式第５号】	技術提案書
【ガイドライン様式第６号】	価格以外の評価点証明資料提出書
【ガイドライン様式第６－２号】	配置予定技術者届出書（工事・事後審査用）

【ガイドライン様式第１号】

号

入札公告（案）

下記の建設工事について、次のとおり総合評価方式による一般競争入札を行うので、伊賀市契約規則（令和４年伊賀市規則第 29 号）第４条の規定に基づき公告する。

○○年○○月○○日

伊賀市長

１　一般競争入札に付する事項

（１）　契約番号　　○○○○○○○○○○

（２）　工事名　　△△△△△△△△△△△工事

（３）　工事場所　　伊賀市　△△　地内

（４）　工事概要

（５）　工事期間　　○○○○から△△△△まで

（６）　失格基準価格　設定○

（７）　工事担当課

２　総合評価に関する事項

（１）　総合評価方式の種類　　簡易型・特別簡易型

（２）　総合評価値の算出方法

除算式とし、下記の式により算出する

ただし、当該入札価格が伊賀市低入札価格調査実施要領（平成 28 年伊賀市告示第 155 号）第３条に規定する低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）に 100 分の 101 を乗じて得た額（以下「評価限度額」という。）を下回る場合は、評価値を評価限度額で除して得た数値を、当該入札者の総合評価値とする。

『総合評価値＝［標準点（100 点）＋加算点（9～25 点）］÷入札額×10,000,000』

※小数点第五位未満切り捨て

（３）　落札候補者の決定方法

予定価格と失格基準価格の制限の範囲内で、総合評価値の最も高い者を落札候補者とする。

※入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施します。

※調査対象者に対しては、伊賀市低入札価格調査実施要領第８条第２項各号に掲げる資料を３部作成し、原則として開札日の翌日から起算して３日以内（伊賀市の休日を定める条例（平成 16 年伊賀市条例第２号）に規定する休日を除く。）に提出を求めるものとする。

（４）　評価項目等　　別紙評価項目一覧のとおり

（５）　提出する評価資料　　価格以外の評価点申告書【ガイドライン様式第４号】
技術提案書【ガイドライン様式第５号】

※事後審査を実施するため、落札候補者となった者は通知を受けた日の翌日の 16 時 30 分までに価格以外の評価点証明資料提出書【ガイドライン様式第６号】、配置予定技術者届出書（工事・事後審査用）【ガイドライン様式第６－２号】及び添付書類を提出すること。

（６）　ヒアリングの有無　　○

（７）　ヒアリングの日時　　○○年○月○日（○）予定　※時間は追って通知する

（８）　ヒアリングの場所　　追って通知する

（９）　評価資料の提出方法　　電子入札システムにより入札を行う際に内訳書と併せて（５）に記載の資料を添付する。
※低入札価格調査を辞退する場合は、伊賀市低入札価格調査実施要領第７条第２項に規定する低入札価格調査辞退届（様式第１号）を添付すること。

（10）　評価資料の提出締切　　入札期限と同じ

３　参加資格に関する事項

公告日現在、伊賀市契約規則第 15 条第２項に規定する入札参加資格者名簿の△△工事に登録されている者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者

（２）　手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

（３）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者

（４）　公告から入札までの期間において、伊賀市又は三重県で指名停止等を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）

（５）　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等法令、規則に違反していない者

（６）　本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者とする。

ア　本工事の設計業務の受託者

イ　受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者

（ア）　本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の 50％を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 50％を超える出資をしている建設業者

（イ）　建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（７）　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該３保険を「社会保険等」という。）。

（８）　建設業法第３条第１項の規定による△△工事について特定建設業の許可を受けた者（ただし、下請契約が△△△△万円未満の場合は、一般建設業の許可でも可）

（９）　経営規模等評価結果通知書の審査基準日が○○年○○月○○日以降の者

(10)　伊賀市内に本店（、支店又は営業所）を有する者で、伊賀市建設工事等発注基準及び伊賀市入札参加資格者格付基準に定める△△工事の○ランクの者

(11)　基準日が○○年○月○日以降の経営規模等評価結果通知書における△△工事の平均完成工事高が○○,○○○,○○○円以上の者、又は国、特殊法人等又は地方公共団体発注の、○○年度以降完成の元請（企業体の場合は構成員でも可）として請負金額が１件当たり△△△△△△円以上の施工実績を有する者（ただし、企業体の実績は出資比率分が 20％以上ある場合に 100％の実績として評価する。）（※履行が確認できる証明書等により民間実績も認めることがあります。）

(12)　本件工事に、建設業法第 26 条及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による監理技術者（下請契約が△△△△万円未満の場合は主任技術者でも可）で、且つ、国、特殊法人等又は地方公共団体発注の○○工事において、元請で単独又は企業体の構成員として、主任技術者又は監理技術者の施工経験を有する者を専任で配置できる者（監理技術者有資格者として現場代理人の経歴を有する者の配置は可とする）

(13)　本件工事に、伊賀市建設工事標準請負契約約款第 10 条に規定する現場代理人を常駐配置できる者

(※舗装の場合)

(14) 施工機械（モーターグレーダー・アスファルトフィニッシャー・マカダムローラー・タイヤローラー）を所有又は３年以上のリース契約をし、常時使用可能であること。

なお、『舗装工事参加資格確認書』、所有又はリースの確認できる書類の写しを入札参加資格確認申請書に添付すること。

※○○年度中に、所有又はリースの確認できる書類を提出した者は年度内は書類提出を省略できることとし、『舗装工事参加資格確認書』のみ提出すること。

4　入札参加資格確認申請書及び設計図書等

（1）　提出書類

ア　一般競争入札（総合評価方式）参加資格確認申請書【ガイドライン様式第２号】

イ　履行実績書【ガイドライン様式第２－２号】（施工実績により申請を行う者のみ）

ウ　社会保険等の加入状況が分かるもの（次の（ア）又は（イ）の書類を提出すること）

（ア）　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（ただし、審査基準日より１年７か月以内の最新のもの）

（イ）　（ア）において社会保険等加入の有無欄のいずれかが「無」になっている者で、経営事項審査受審後に加入した者は、（ア）の書類に加えて加入したことが分かる書類の写し

（2）　提出書類の受付

提出期間　○○年○月○日（○）から○○年○月○日（○）午後４時 30 分まで

（3）　設計図書等の閲覧

ア　閲覧期間　○○年○月○日（○）から○○年○月○日（○）まで
伊賀市入札情報システムに掲載する。

（4）　設計図書等に対する質問

ア　提出期間　○○年○月○日（○）から○○年○月○日（○）まで
午前９時から午後４時 30 分まで（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。）

イ　提出場所　伊賀市四十九町３１８４番地　伊賀市役所４階
伊賀市総務部契約監理課
ＦＡＸ　0595-22-9837

ウ　提出方法　書面により持参またはＦＡＸする。

（5）　設計図書等に対する回答

ア　供覧期間　○○年○月○日（○）から○○年○月○日（○）まで

イ　供覧場所　伊賀市総務部契約監理課前掲示板及び伊賀市入札情報システムに掲載する。

5　入札参加資格の決定

（1）　入札参加者の決定

提出された申請書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

（2）　参加資格有無の通知

○○年○月○日（○）一般競争入札（総合評価方式）入札参加資格確認通知書【ガイドライン様式第３号】により通知する。（特別簡易型においては資格無しと決定したもののみ通知する。）

（3）　資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）第４条に規定する苦情申立書（様式第１号）により否認理由の説明を求めることができる。

ア　提出期間　一般競争入札（総合評価方式）入札参加資格確認通知書【ガイドライン様式第３号】にて通知を受けた日から起算して５日以内の午前９時から午後４時 30 分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。）

イ　提出場所　伊賀市四十九町３１８４番地　伊賀市役所４階
伊賀市総務部契約監理課

ウ　提出方法　持参とし、郵送は認めない。

（4）　入札の中止又は延期

伊賀市一般競争入札実施要綱（平成 16 年伊賀市告示第 92 号）第 12 条第３項に該当する場合は、入札を中止又は延期する場合がある。

6　工事費内訳書の提出

入札執行時に工事費内訳書の提出を求める。なお、提出のない者は入札に参加できない。

（1）工事費内訳書について次のとおり求める。

○○○○○

7　入札保証金及び契約保証金の納付

入札保証金は、免除とする。

契約保証金は、伊賀市契約規則第 28 条の規定による。

8　入札及び開札の執行

（1）　入札及び開札

ア　入札（開札）日時　　○○年○月○日（○）　午前○○時○○分

イ　入札（開札）場所　　伊賀市四十九町３１８４番地　伊賀市役所４階
入札室（会議室４０１）

ウ　入札方法　　伊賀市電子入札システムを利用した入札

エ　入札期間　　○○年○月○日（○）から○○年○月○日（○）午後５時 00 分

オ　入札回数　　２回を限度とする。

（2）　審査結果に対して疑義等がある者は、第５項第３号に規定する苦情申立書により評価理由の説明を求めることができる。

ア　提出期間　審査結果公表日から起算して５日以内の午前９時から午後４時 30 分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後１時までを除く。）

イ　提出場所　伊賀市四十九町３１８４番地　伊賀市役所４階
伊賀市総務部契約監理課

ウ　提出方法　持参とし、郵送は認めない。

9　支払条件

（1）　前　払　金：有（伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号）第 43 条の規定による）

（2）　中間前払金：有（伊賀市会計規則第 44 条の規定による）

（3）　部　分　払：有（　　回以内）・無

※（2）、（3）はいずれかを選択するものとする。

10　その他

（1）　本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市電子入札運用基準の規定によるほか、伊賀市総合評価方式実施要領（平成 23 年伊賀市告示第 147 号）及び伊賀市総合評価方式実施に係るガイドラインによるものとする。

（2）　資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

（3）　一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

（4）　入札書、内訳書は電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加を認めた場合は、持参により提出すること。

〒518-8501　三重県伊賀市四十九町３１８４番地　伊賀市総務部契約監理課　宛

（※議決案件の場合）

（5）　この入札による工事請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、伊賀市議会の議決を得た日から本契約の効力が生じる。

（議決までの間は仮契約とする。）

（6）　本公告に関する問い合わせ先

伊賀市四十九町３１８４番地　伊賀市役所４階

伊賀市総務部契約監理課

電話　０５９５－２２－９８１０

【ガイドライン様式第２号】

一般競争入札（総合評価方式）参加資格確認申請書

年　　月　　日

伊賀市長　　様

住所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

年　　月　　日付けで入札公告のありました次の一般競争入札（総合評価方式）に参加する資格について確認されたく、申請します。

記

１　契約番号　（　　）
２　工事名

※市役所整理欄

参加申請受付印	納税証明書等確認印

【ガイドライン様式第２－２号】

履　　行　　実　　績　　書

会　　社　　名			
名称等	件　　名		
	発　注　機　関　名		
	実　施　場　所		
	契　約　金　額		
	期　　間		
	受　注　形　態 （いずれかに○を付ける）	単独・共同企業体	単独・共同企業体
概　　要　　等			
技　術　的　特　記　事　項			

（注）次の書類を添付してください。

1　契約履行証明書・完成認定書（写）・契約書（写）等

2　概要確認のため仕様書の一部（写）

【ガイドライン様式第３号】

一般競争入札（総合評価方式）参加資格確認通知書

様

伊賀市長

先に申請のあった下記の入札に参加する資格について、次のとおり確認しましたので通知します。

記

契　約　番　号	
工　　事　　名	
履　行　場　所	伊賀市　　地内
参加資格の有無	有　　・　　無
参加資格無し とした理由	

※入札参加資格者は、入札公告及びガイドラインに従い、必要書類や入札書を提出してください。
※参加資格が無いと判断された者は、その理由についての説明を求めることができます。この説明を求める場合は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）に従って手続きを行ってください。

【ガイドライン様式第４号】

価格以外の評価点申告書

年　　月　　日

伊賀市長　　様

住　　所
商号又は名称
代表者職・氏名　　印
担 当 者 名

下記総合評価対象工事に係る価格以外の評価点について申告いたします。
なお、下記記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

１　契約番号　　（　　）
２　工 事 名
３　申告項目

大項目	中項目	小項目	申告欄	
地域要件	地域精通度	本店所在地	□　有	□　無
企業要件	地域貢献度	災害協定の有無	□　有	□　無
		雪氷対策業務実績	□　有	□　無
		市内業者による施工	□　市内業者のみの施工	□　市外業者を含めた施工
	社会的責任度	次世代育成支援活動	□　有	□　無
		障がい者雇用実績	□　有	□　無
		ＩＳＯ14001 又はＭ－ＥＭＳ	□　有	□　無
		建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	点数を右欄に記入	点
		人権政策への取組み	点数を右欄に記載	点
		不当要求防止責任者講習の受講実績	□　有	□　無
	企業の技術力等	工事実績	□　有	□　無
		平均工事成績	平均点を右欄に記載	点
		労働安全衛生マネジメント	□　有	□　無
		ＩＳＯ9000ｓ	□　有	□　無
		一企業あたり当該年度の伊賀市発注の契約金額５百万円以上の土木一式工事の契約額（土木一式工事のみ）	□　受注工事高の合計が５千万円未満	□　受注工事高の合計が５千万円以上
技術者要件	技術者の能力	配置予定技術者の実績	□　有	□　無
技術力要件	施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	施工提案書（ガイドライン様式第５号）を添付	

【ガイドライン様式第５号】

技術提案書

（工　事　名：　　）
（商号又は名称：　　）
（配置予定技術者氏名：　　）

提案内容（課題に対する工夫など）

※注意事項
・提案項目全てでＡ４用紙（表面のみ）で１枚とします。
・提案内容が記入しきれない場合は、Ａ４用紙（表面のみ）２枚までの追加を可能とします。（図面等も枚数に含みます。）（案件によっては追加枚数を変更します。）
・指定された枚数より多い場合は、減点の対象とします。

【ガイドライン様式第６号】

価格以外の評価点証明資料提出書

年　　月　　日

伊賀市長　　様

住　　所
商号又は名称
代表者職・氏名　　印
担 当 者 名

下記総合評価対象工事について落札候補者の通知を受けましたので、事前申告しました価格以外の評価点について、証明書類を別添のとおり提出します。

なお審査の結果、落札候補を取り消された場合、異議の申し立ては行わないことを誓約します。

記

１　契約番号　　（　　）
２　工 事 名
３　提出資料

大項目	中項目	小項目	チェック欄	備考
企業要件	地域貢献度	災害協定の有無	□	
		雪氷対策業務実績	□	
	社会的責任度	次世代育成支援活動	□	
		障がい者雇用実績	□	
		ＩＳＯ14001 又はＭ－ＥＭＳ	□	
		建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	□	
		人権政策への取組み	□	
		不当要求防止責任者講習の受講実績	□	
	企業の技術力等	工事実績	□	
		平均工事成績	□	
		労働安全衛生 マネジメント	□	
		ＩＳＯ9000ｓ	□	
		一企業あたり当該年度の伊賀市発注の契約金額５百万円以上の土木一式工事の契約額 （土木一式工事のみ）	□	
技術者要件	技術者の能力	配置予定技術者の実績	□	

※入札公告に添付の評価項目一覧表に記載する資料を添付すること。

【ガイドライン様式第６－２号】

配置予定技術者届出書（工事・事後審査用）

会社名				
技術者区分			監理技術者・主任技術者	現場代理人
技術者氏名				
法令による資格	名称			
	登録番号			
	取得年月日			
公共事業経歴	件名			
	発注機関名			
	実施場所			
	契約金額			
	期間			
	従事した役職名		監理技術者・主任技術者・現場代理人	

（注）１　法令による資格の写しを添付してください。
　　２　県内・県外業者は、営業所専任技術者証明書及び雇用が確認できる書類を添付してください。
　　３　実績確認のため、契約履行証明書・完成認定書（写）・契約書（写）・仕様書の一部（写）等を添付してください。

別紙(技術提案書の取り扱い)

総合評価方式に伴う技術提案書の取扱

この契約図書に添付されている受注者が提案した技術提案書は、下記により取り扱うものとします。

記

(技術提案の履行義務)

１．技術提案書に記載されている内容は、企業の技術力を評定し、その結果を落札者選定に用いたことから、受注者は履行する義務を負います。

提案内容は入札手続中に確認されているものの、その履行の確認方法や確認時期について、受注者と発注者は協議のもと、**「総合評価方式技術提案履行確認協議書」**（様式－Ａ）を契約締結後１４日以内に作成しなければなりません。受注者は同協議書（様式－Ａ）に基づき、技術提案を履行するものとします。

（特に履行確認が困難なものについては、受発注者双方が注意して確認方法を協議して下さい。）

なお、協議書（様式－Ａ）は、受注者が２部作成し、協議の証として双方が１部ずつ保管するものとします。

２．　技術提案が、受注者の責に帰することのできない事由により、一部または全部が履行不能となる場合、その「履行不能となる技術提案」と「その理由」及び「工事完成までのその提案の取り扱い」を記載した**「総合評価方式技術提案履行不能協議書」**（様式－Ｅ）を作成し、その協議書に基づき、受注者は技術提案を履行するものとします。

なお、この協議書は、受注者が２部作成し、協議の証として双方が１部ずつ保管するものとします。この協議書は、技術提案の一部または全部が履行不能となることがわかった時点で速やかに作成するものとします。

(履行確認)

３．　技術提案書に記載されている提案の履行確認については、実施記録及び記録写真等による実施報告書により履行確認を行うことを原則とします。

履行確認は、**「総合評価方式技術提案履行確認協議書」**（様式－Ａ）に基づき、監督員が確認を行うとともに、検査時に検査員が確認を行い、履行・不履行を確定します。

１）施工中の履行確認

「総合評価方式技術提案履行確認協議書」（様式－Ａ）により、施工中に現場立会等による確認が必要な技術提案について履行確認を求める場合、受注者は**「総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）」**（様式－Ｂ）を２部提出するものとします。

監督員は**「総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）」**（様式－Ｂ）を受理後７日以内に履行確認を行うものとします。その結果をもとに、監督員と受注者の現場代理人が署名し、双方が１部ずつ保管するものとします。

２）完成時の履行確認

上記１）施工中の履行確認 を行わずに完成に至った未確認の履行項目について、受注者は完成報告書提出時に技術提案の履行が確認できる資料とともに**「総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）」**（様式－Ｂ）を２部提出し、発注者の確認を受けた後、双方が１部ずつ保管するものとします。

３）検査時の履行確認

完成検査において、検査員、監督員及び受注者の現場代理人が立ち会いのもと、施工中に交わされた**「総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）」**（様式－Ｂ)、実施報告書(実施記録及び記録写真等)及び現地確認により履行確認を行います。

その結果をもとに、監督員は**「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」**（様式－Ｃ)を２部作成し、検査員、監督員及び現場代理人が署名し、受発注者双方で１部ずつ保管するものとします。

同確認書（様式-C）をもとに、監督員は**「総合評価方式技術提案履行確定通知書」**（様式－Ｄ）を作成し受注者に送付のうえ、同書写しを検査員まで提出します。

なお、送付期限は、完成検査日（確認日）より原則 14 日以内とします。

（不履行への対応）

４． 技術提案された内容が、履行確認後、不履行と認められた場合、この本工事の公示・公告内容に則り、ペナルティーを課します。

（工事成績評定への取扱）

５． 技術提案については、工事成績評定の対象になりません。

総合評価方式に伴う技術提案書の取扱いフロー

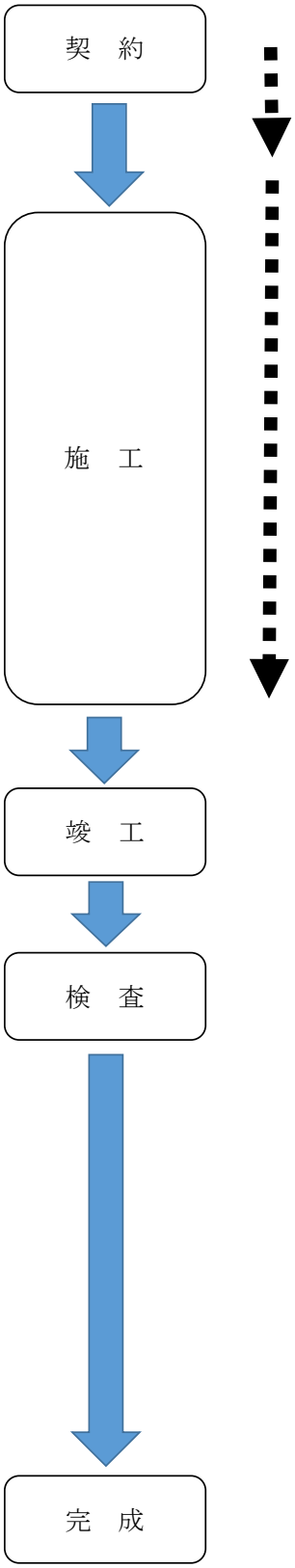

《契約締結後14日以内》　⇒　工事発注課へ提出

【技術提案の履行の確認方法・確認時期の協議】

「総合評価方式技術提案履行確認協議書」(様式-A)の作成　★

《施工中随時》⇒　工事発注課へ提出

【現場立会等による技術提案の履行確認】

「総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）」(様式-B)を提出　★

▽

受理後７日以内に履行確認　☆

《施工中随時》⇒　工事発注課へ提出

【履行不能となる技術提案、理由、その取扱いの協議】

「総合評価方式技術提案履行不能協議書」(様式-E)を作成　★

【未確認の技術提案の履行確認】　**（工事発注課）**

「総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）」(様式-B)を提出　★

（＊履行確認できる資料）

【完成検査における履行確認】　**（検査員・監督員）**

「総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）」(様式-B)

実施報告書（実施記録及び記録写真等）

現地確認

▽

「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」(様式-C)を作成　☆

（監督員が作成し、検査員と監督員及び現場代理人が署名）

▽

「総合評価方式技術提案履行確定通知書」(様式-D)を作成　☆

（監督員が作成し、完成検査日（確認日）より原則14日以内に受注者まで送付し、同書写しを検査員まで提出）

▽

【完成】

★は受注者

☆は発注者

様式―A

総合評価方式技術提案履行確認協議書

年　　月　　日

伊賀市長　あて

住所又は所在地
受注者　氏名又は商号
及び代表者氏名

総合評価に係る技術提案の履行確認について、下記のとおり確認を受けたいので協議します。

記

技術提案内容等（詳細な施工方法等）	確認予定時期	確　認　方　法	確　　認　　日
（1）地元業者施工率			
（2）工程管理			
（3）品質管理			
（4）周辺環境			
（5）施工上の課題			

※　確認日については、履行確認書が取り交わされた時点で、発注者及び受注者の各担当員が記載するものとする。

上記について承認する。

年　　月　　日

監督員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（自署）

様式―B（施工時）　　第　　回

総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）

年　　月　　日

伊賀市長　あて

住所又は所在地
受注者　氏名又は商号
及び代表者氏名

総合評価方式の技術提案の履行について、下記のとおり確認願います。

記

１．契約番号及び工事名
　　第　　号

２．履行確認内容
（１）地元業者施工率――――――――――　　履行　、　不履行

（２）工程管理――――――――――――――　　履行　、　不履行

（３）品質管理――――――――――――――　　履行　、　不履行

（４）周辺環境――――――――――――――　　履行　、　不履行

（５）施工上の課題――――――――――――　　履行　、　不履行

（６）別途資料――――――――――――――

３．履行確認
（１）確認日　　年　　月　　日

（２）発注者
　　部　　課　　監督員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

（３）受注者　　現場代理人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）
※監督員、現場代理人の氏名は自筆による

様式―C（検査時）

総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）

総合評価に係る技術提案の履行確認について、下記のとおり確認願います。

記

１．契約番号及び工事名
　　第　　号

２．工事場所　伊賀市　　地内

３．工　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

４．請負代金額
　　＿＿＿＿＿＿＿＿　円

５．履行状況【契約内容により履行確認項目は修正する】
（１）地元業者施工率――――――――――　履行　、　不履行
（２）工程管理――――――――――――――　履行　、　不履行
（３）品質管理――――――――――――――　履行　、　不履行
（４）周辺環境――――――――――――――　履行　、　不履行
（５）施工上の課題――――――――――――　履行　、　不履行

６．履行確認
（１）確認日　　年　　月　　日
（２）発注者
　　部　　課　監督員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（自署）

　　検査員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（自署）

（３）受注者　氏名又は所在地
　　氏名又は商号
　　現場代理人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（自署）

※ 監督員、検査員、現場代理人の氏名は自筆による

様式―D

総合評価方式技術提案履行確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

伊賀市長　　（公印省略）

総合評価に係る技術提案の履行確認について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

１．契約番号及び工事名
第　　号

２．工事場所　伊賀市　　地内

３．工　　期　着手　　年　　月　　日
完成　　年　　月　　日

４．請負代金額
円

５．履行状況【契約内容により履行確認項目は修正する】
（１）地元業者施工率――――――――――　履行　、　不履行
（２）工程管理――――――――――――――　履行　、　不履行
（３）品質管理――――――――――――――　履行　、　不履行
（４）周辺環境――――――――――――――　履行　、　不履行
（５）施工上の課題――――――――――――　履行　、　不履行

６．履行確認確定
【履行】
上記工事について、総合評価方式の技術提案は履行されました。
【不履行】
上記工事について、総合評価方式の技術提案は履行されませんでした。
つきましては、　年４月１日から　年３月 31 日の間に入札公告する工事のうち総合評価方式を導入する工事の総合評価の加算点については、設定される加算点満点の１割に当たる点数を減点します。
また、伊賀市が発注する他の工事の総合評価方式技術提案履行確定通知書で減点の通知がある場合、上記公告期間中はその減点は累積します。

様式―E

総合評価方式技術提案履行不能協議書

年　　月　　日

伊賀市長　あて

住所又は所在地
受注者　氏名又は商号
及び代表者氏名

下記技術提案について、履行できないため協議します。

記

１．契約番号及び工事名
第　　号

２．履行不能技術提案

技術提案内容	履行不能の部分

３．履行不能理由

４．工事完成までの取り扱い

上記のとおり　□　指示　□　承諾　する。 年　　月　　日　監督員　　（自署）	
確認日	